

岡山県津山陸上競技場利用料金減免基準

第1条 次のいずれかに該当する利用で、特に必要と認めるものについては、条例別表の2（個人使用に係るものに限る。）に掲げる利用料金の2分の1に相当する額を免除することができる。

- (1) 身体障害者（身体に障害のある者のうち、身体障害者福祉法昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳を有するものをいう。以下同じ。）及びその介護者1名が利用するとき。
- (2) 知的障害者（療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号通達）により療育手帳を交付されているものをいう。以下同じ。）及びその介護者1名が利用するとき。
- (3) 精神障害者（精神に障害のある者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳を有するものをいう。以下同じ。）及びその介護者1名が利用するとき。
- (4) 65歳以上の者が利用するとき。

第2条 国民体育大会（中国ブロック大会、岡山県予選会等を含む。）または全国障害者スポーツ大会（中国・四国ブロック地区予選会、中国地区予選会、岡山県予選会等を含む。）のために使用する場合は、特に必要と認めるときは、利用料金の全額を免除することができる。

第3条 次のいずれかに該当する使用の場合で、特に必要と認めるものについては、条例別表の1、2（専用使用に係るものに限る。）及び3（湯沸し室及び会議室に係るものに限る。）の2分の1位に相当する額を免除することができる。

- (1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
- (2) 65歳以上のものが加入資格を有する団体が主催する催物のために利用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に定める学校で組織する団体（高等専門学校又は大学で組織する団体を除く。）が主催する催物のために利用するとき。

第4条 岡山県知事により指定されたチームが負担すべき利用料金で、当該チームを支援するために特に必要と認めるとき。

(1) 仮設広告物設置に係る利用料金の全額

(2) 入場料を徴収する場合に利用料金に加算する最高入場料に百を乗じて得た額の2分の1に相当する額

(3) 岡山県津山陸上競技場利用料金基準表のうち、「アマチュアスポーツ以外」料金適用の場合、専用利用料・器具及び設備等の利用料金から2分の1に相当する額

第5条 消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊受援の場合において、津山圏域消防組合の申請に基づき、岡山県緊急消防援助隊受援計画による進出拠点としての使用に係る利用料金はその全額を免除することができる。

付 則

この基準は平成18年12月21日から適用する。

付 則

この基準は平成20年4月1日から適用する。

付 則

この基準は平成21年4月1日から適用する。

付 則

この基準は平成24年4月1日から適用する。